

2. 施設における福祉用具レンタルの手順

ここでは、高齢者福祉施設において福祉用具レンタルを活用する場合の、導入・運用に関する手順の概略についてご紹介します。(各段階の具体的な内容は、次ページ以降をご参照ください。)

福祉用具の導入手順は以下の6つの手順に整理されます。

1. 導入体制の整備

通常の高齢者施設では、福祉用具貸与事業者と連携して組織的に導入アセスメントを行い、用具の選定、適合調整を行う組織体制がありません。直接的に福祉用具の選定、導入にかかる作業だけでなく、福祉用具事業者との契約などの事務作業も含め、一連の作業を行う組織体制を整えるのが手順の第一歩です。

⇒アセスメント、用具選定、導入後の運用管理、導入に関する事務処理などを行う担当者と管理の仕組みを明確にしておくことで福祉用具関連の業務が円滑に進みます。

2. アセスメント

福祉用具利用の必要性を判断するために、入所者の心身の状態、生活行動の状況などについて観察、聞き取りなどして情報を収集します。入所時にはケアプラン作成のためのアセスメントも行われますが、福祉用具必要性判断の視点によるアセスメントも行います。(同時に行われることが望ましいです。)

⇒一般的には福祉用具必要性の判断ができる施設の介護支援専門員、リハ専門職、福祉用具に知見のある介護職などが行いますが、さらに福祉用具専門相談員も加わると後の福祉用具の選定、適合、利用指導などがより円滑に進むことが期待できます。

3. カンファレンス

施設内での生活目標設定、ケアプラン作成のために施設内の多職種が参加するカンファレンスが行われますが、その一環として福祉用具利用についても協議してケアプラン等に位置づけます。

⇒福祉用具を活用することで生活目標設定を高め、それをケアプランに反映することも考えられるため、福祉用具に知見のある職種、さらには福祉用具専門相談員も参加することが望まれます。

4. 福祉用具の選定

導入効果を実現するための最重要のポイントが導入する福祉用具の選定です。専門職によるアセスメント、多職種によるカンファレンス、さらに福祉用具専

門相談員の知見の活用など衆知を集めて最適な用具を選定します。

⇒福祉用具利用の必要性、用具の選定を、誰がどの段階で提案し、最終的に誰が確定させるかについて基本的なルールを明確にしておくこと、検討が円滑に進みます。

5. 福祉用具の導入

用具の選定が決まれば導入の手続きとなります。通常は用具 1 つひとつについてレンタル契約を結ぶことになります。搬入日を確定して福祉用具貸与事業者に伝達すればその日に搬入、設置が行われます。

⇒福祉用具によっては調達に時間を要する場合もあるので、搬入日は施設と福祉用具事業者で調整して設定します。施設側も担当者を明確にしておくこと調整が円滑に進みます。

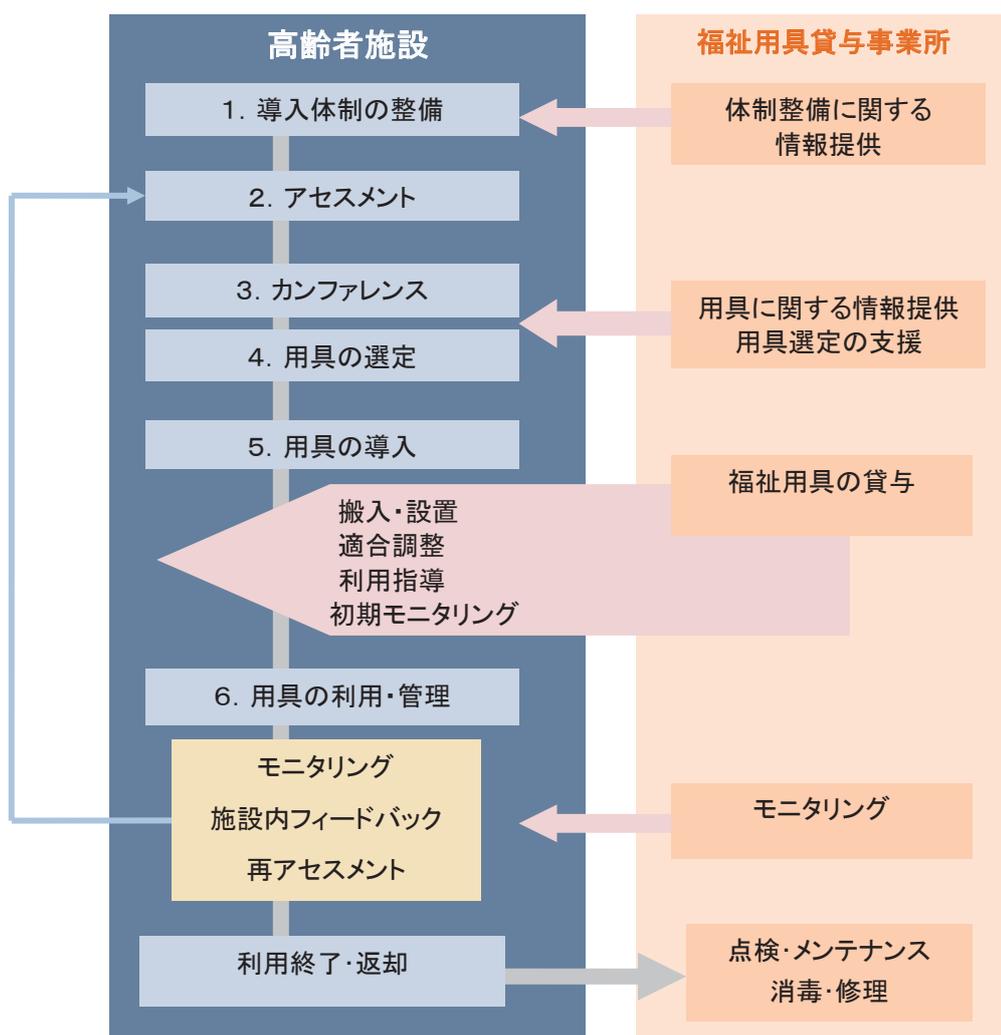
6. 福祉用具の利用・評価・管理

施設備品の福祉用具と同様に利用して経過を評価します。用具の不適合、あるいは利用者の状態変化などがあれば、2. アセスメントに戻って、以降のプロセスを繰り返します。

⇒導入当初は福祉用具貸与事業者が初期モニタリングを行い、適合状況などを確認します。施設側担当者も同席して初期の適合状態を確認しておけば、その後の経過観察のベースになります。初期の適合状況をケアチーム全員で共有しておけば、その後の経過の評価、問題点の発見なども日常業務の中で行えます。

導入・運用の全体の手順は次のフローに示すとおりです。

導入・運用のフロー



施設特性を踏まえた対応

- 介護老人保健施設では
介護老人保健施設には理学療法士（以下PTと略す）、作業療法士（以下OTと略す）が配置されているため、福祉用具貸与事業者とも協働の経験を持っていると考えられます。その場合にはそうした経験を有する者を連携の窓口にするなどして、全体の手順の整理を効率的に検討してもらうことができます
- 介護老人福祉施設では
介護老人福祉施設では通常はPT、OTの配置がないため、福祉用具に関する経験を有する人材に欠けることが考えられます。その場合には職種を問わず施設内で福祉用具に関心を有するスタッフを募るなども考えられます。あるいは施設外にも声掛けして、応募してきた人材を中心に手順、体制を検討します。

2.1 導入体制の整備

はじめに、施設の中で福祉用具をレンタル利用するための管理・運用の体制を整備します。用具をレンタルする福祉用具貸与事業所との密な連携体制を構築するほか、施設の中でも体制を整える必要があります。利用者の目標や状態像に適した用具の選定や利用の継続を可能とするため、福祉用具利用に関わる多様な職種により構成します。

以下に、想定される導入体制（例）を構成する職種とそれぞれの役割を示します。

職種	役割
高齢者福祉施設	
福祉用具管理担当者	<ul style="list-style-type: none"> ● 全体の統括 ● 福祉用具貸与事業所等との連絡窓口
リハ専門職	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門的見地からのアセスメント ● 福祉用具選定 ● モニタリング、用具の利用状況の確認 ● リハビリテーションの観点から日常の介護における用具の取り扱いや利用者との関わりに関する指導、研修
介護支援専門員	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者のアセスメント、他職種との連携によるケアプラン策定
機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活機能の観点から利用者のアセスメント
看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ● モデル事業対象となる利用者の状態観察、福祉用具利用状況確認、リハ専門職等への情報提供
介護職員	<ul style="list-style-type: none"> ● モデル事業対象となる利用者の担当介護職員として、利用者の状態観察、福祉用具利用状況確認、専門職への情報提供
福祉用具貸与事業所	
福祉用具専門相談員	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉用具の選定への協力（情報提供、デモなど） ● 福祉用具のレンタル ● モニタリング、メンテナンス

上記は例ですので、施設の実情に応じて可能な範囲で体制を検討してください。

※ 関係者の全員が目的や意義を理解して、積極的に取り組むことが重要です。

※ たとえば、説明会・勉強会等により関係者に目的を周知するとよいでしょう。

福祉用具貸与事業所との関係構築のポイント：

福祉用具貸与事業者は福祉用具に関する最新情報を有しています。また、居宅の要介護者を対象として多くの福祉用具利用の事績を有しており、福祉用具を用いた生活の構築に関しても知見を有しています。これらをうまく引き出して活用することを意識しましょう。

介護老人保健施設では

- リハ専門職（PT、OT）を中心として関係者のネットワークを組む形での体制作りが考えられます。
- 施設としての体制作りとなるので福祉用具を積極的に活用することへの施設管理者の理解も重要となります。
- 関与する多職種間で考え方を共有する体制とすることが重要です。定期的に勉強会を実施するなどひとつの方法です。
- 福祉用具への関心の高いリハ専門職が複数いれば、福祉用具利用のノウハウを蓄積する専門チームを形成し、そのチームが施設全体へのノウハウ提供の核とする形も考えられます。
- 退所時の在宅のケアマネジャーとの連携も体制整備の段階で意識しておくことが重要です。
- 退所に備えて早い段階から福祉用具貸与事業者とも連携することを意識して、福祉用具の利用を軸に施設から居宅への環境変化においても生活駆動の継続性を図ります。

介護老人福祉施設では

- リハ専門職が配置されている場合は、まずはリハ専門職を中心とした体制を組むことを検討します。
- 配置されていない場合は、福祉用具利用に関心を持っている機能訓練指導員、看護職員、介護職員のリーダー等が福祉用具管理の担当、事業所との窓口になってほしいでしょう。
- 施設としての体制作りとなるので福祉用具を積極的に活用することへの施設管理者の理解も重要となります。
- 介護老人福祉施設でも関与する多職種間で考え方を共有することが重要です。定期的に勉強会を実施するなどひとつの方法です。
- 早い段階から経験豊富な福祉用具貸与事業者と連携し、施設内での自立支援の水準を高めることを意識しましょう。
- 退所する場合は在宅のケアマネジャーとの連携も重要です。

【契約形態の確認】

体制整備の一環として、福祉用具貸与を利用する場合の施設と貸与事業者間での契約形態も確認しておきましょう。居宅で介護保険制度に基づく貸与サービスを用いる場合は、一つひとつの福祉用具について利用者と貸与事業者とでレンタル契約しますが、施設で利用する場合には施設が契約主体になります。

2.2 アセスメント

施設内で福祉用具をレンタル利用しようとしている利用者について、アセスメントを行います。アセスメント情報は、福祉用具貸与事業所の福祉用具専門相談員が福祉用具サービス計画を作成するためにも必要となるため、福祉用具専門相談員にも提供します。可能であれば福祉用具専門相談員にも参加してもらおうと、後の福祉用具の選定、適合、利用指導などがより円滑に進むことが期待できます。

例えば、以下のような情報が想定されます。

- 可能であればリハ専門職や看護師からも意見を求めます。
- 特に次のような観点が重要となります。
身体状況、ADL、IADL、さらに現在利用している福祉用具の適合性確認（身体状況や生活行動に適しているか）

2.3 カンファレンス

施設内では入所者のケアプラン、介護計画を策定する際に多職種が参加するカンファレンスを開催しますが、用具の利用についてもカンファレンスの中で十分な議論を行いましょう。

- 福祉用具についてはまず、利用の必要性を検討します。
- また、福祉用具を用いることでどのような場面でどのように生活の自立度が向上するのかについて各職種からの専門的知見を反映し、多角的に検討します。
- その結果をケアプラン、介護計画などに反映させて関係者全員で共有することが重要です。
- 利用者の状態が変化した場合も、利用している福祉用具を変更するか、それによって介護計画をどのように変更するかについて同様にカンファレンスで協議しましょう。
- カンファレンスには福祉用具専門相談員にも参加してもらうことで、最新の福祉用具利用の可能性やそれを用いた自立支援の効果などの検討の幅が広がり、福祉用具の選定が円滑に進むことが期待できます。
- 退所が想定されるケースについては、施設の中での生活と退所後の生活環境・生活行動の継続性が維持されることも考慮して、福祉用具の利用について検討しましょう。

2.4 福祉用具の選定

カンファレンスや福祉用具専門相談員との協議に基づいて、利用する福祉用具を選定します。場合によってはカンファレンスの中で福祉用具の選定まで検討を進めることも考えられます。

- カンファレンスの結果を踏まえて、福祉用具専門相談員が用具を選定する際に必要となる情報を提供します。
- 必要に応じて、用具のデモなどを利用しましょう。

施設特性を踏まえた対応

- 介護老人保健施設では、退所(居宅への復帰など)に向けた生活動作の回復訓練、生活行動拡大の観点からのアセスメントを意識します。
- 機能的自立度などの機能的な変化をとらえ、さらに自立度を高める観点からアセスメントします。
- 自立度の変化、さらに目標の変化にきめ細かく対応した福祉用具を選定します。
- 介護老人福祉施設では、施設内での生活行動を安定させ、その上で自立度、QOLを高める観点からのアセスメントを意識します。
- 生活行動の安定と身体機能維持(廃用性症候群回避)を勘案して福祉用具を選定します。自立度が向上したならばそれを活かせる福祉用具も検討します。

2.5 福祉用具の導入

福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具を導入します。具体的には搬入・設置、適合調整・利用指導、初期モニタリングの3段階の作業を経ることになります。

2.5.1 搬入・設置

福祉用具専門相談員とスケジュールを調整して、選定した用具を搬入、設置します。

- 施設の担当者と福祉用具貸与事業者とで協議して具体的な搬入日を調整します。利用者の介護計画と齟齬がないかなども留意します。
- 大きな福祉用具の場合は、あらかじめ搬入経路、設置場所を確認し、必要に応じて環境を整備しておきます。
- 搬入と設置は福祉用具貸与事業者が実施します。

2.5.2 適合調整・利用指導

福祉用具専門相談員が適合調整を行い、利用者、担当の介護職員への利用指導を行います。福祉用具担当職員やリハ専門職も立ち会うことが重要です。

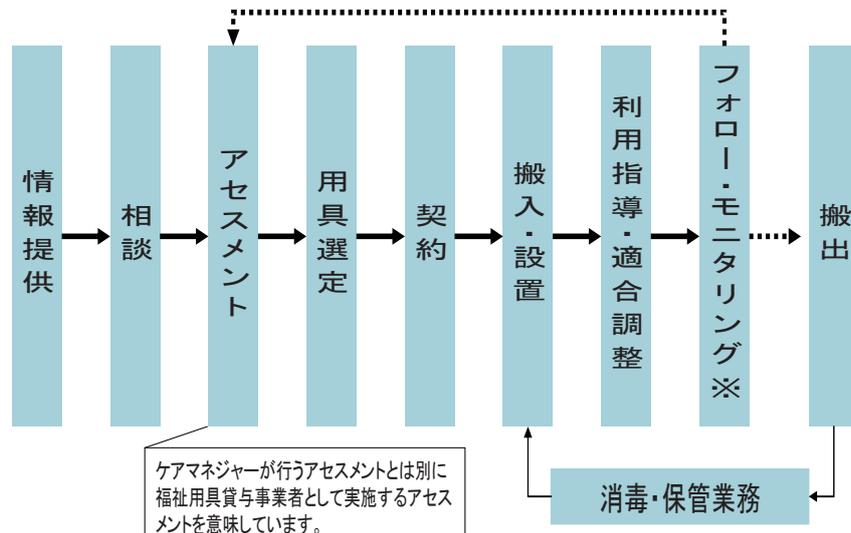
- 適合調整は利用者の体格、身体状況に対して行うことが基本です。
- 使い勝手や細かい調整幅などより最適な適合を実現するためには、搬入時に候補となる用具を2、3種類用意してもらい、使い比べて適合させることもあります。
- 利用指導では、基本的な使い方を指導するとともに、安全に利用するための留意点も指導します。
- 介護計画などと齟齬が生じないかという点にも考慮します。

2.5.3 初期モニタリング

導入後、1週間から10日以内に、福祉用具専門相談員が初期モニタリングを行い、適合状況を確認します。状況に応じて福祉用具を交換します。

【ご参考】

在宅サービスでは、福祉用具専門相談員は、以下のようなプロセスで福祉用具の導入を行っています。高齢者介護施設においても、同様の仕組みで利用者の状態に応じた用具を利用することが可能となります。

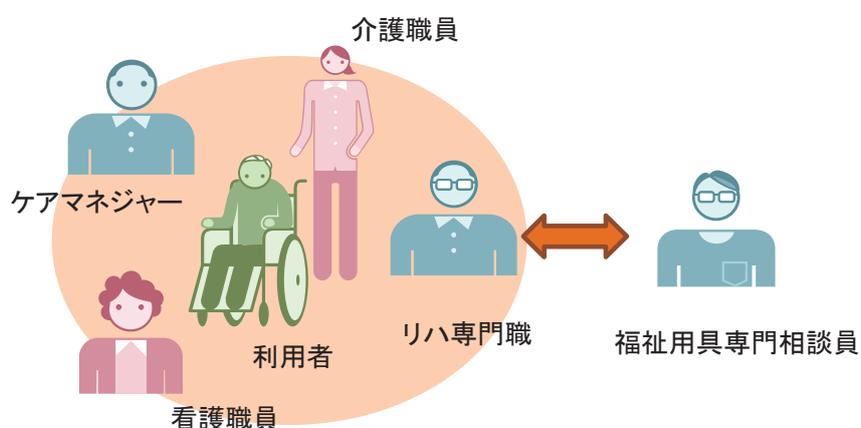


2.6 福祉用具の利用(モニタリング、メンテナンス、交換など)

施設内で福祉用具を利用・管理します。

2.6.1 日常のケアにおけるモニタリング

介護職員、看護職員、リハ専門職等のそれぞれが、日常的に利用者に関わり、ケアを行う中で、可能な範囲で福祉用具の利用状況や、利用者の身体状況、生活行動の変化などを観察し、介護記録や看護記録、リハ記録などに記載しましょう。また、リハ専門職や福祉用具専門相談員などと随時情報共有することが重要です。気づいた点などがあったら連絡しましょう。



日常のケアの中での変化の気づき

⇒施設内関係者間で共有⇒施設内の窓口を集約⇒福祉用具専門相談員

2.6.2 定期的なモニタリング

福祉用具専門相談員が定期的にモニタリングします。モニタリング時には、日常の状況について施設の関係者からの情報提供が重要となります。

施設内で、介護支援専門員やリハ専門職によるモニタリングが実施される場合には、福祉用具の利用状況についても留意しましょう。

2.6.3 再アセスメント

利用者の身体状況や生活行動の変化などにより、福祉用具の適合状態が変化した場合には、再アセスメントを行います。

福祉用具専門相談員と連携し、専門職から意見を聞き取るなど必要な情報を収集して福祉用具について検討し、適切な用具を選定します。

施設特性を踏まえた対応

- 介護老人保健施設では、適合調整、利用指導において、身体状況、身体能力の変化があることを想定した確認、指導を行います。
- 初期モニタリングにおいては、当初の適合状態が維持されているか、身体状況の変化が生じていないかに留意してモニタリングを行います。
- 定期モニタリングにおいては、利用者の変化に応じてこまめに福祉用具を交換することを想定してモニタリングを行います。

- 介護老人福祉施設では、適合調整、利用指導において、保持している能力を引き出し、自立度を高めることを想定した確認、指導を行います。
- 初期モニタリングにおいては、当初の適合状態が維持されているか、身体状況の変化が生じていないかに留意してモニタリングを行います。
- 意図した能力の引き出しが維持されているかに留意したモニタリングを行います。
- 定期モニタリングにおいて、自立度の変化（低下）がないか、変化による不適合が生じていないかに留意してモニタリングを行います。